

三木地区
市政懇談会資料
(意見交換)

日時：令和4年10月28日

場所：中央公民館

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	おお きた ゆ み 大 北 由 美
総合政策部長	やま もと よし ふみ 山 本 佳 史
総務部長	いし だ ひろし 石 田 寛
市民生活部長	やす ふく しょう じ 安 福 昇 治
健康福祉部長	いの うえ のり こ 井 上 典 子
産業振興部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
都市整備部長	とも さだ ひさし 友 定 久
上下水道部長	にしき のぼる 錦 昇
議会事務局長	いし だ ひで ゆき 石 田 英 之
消 防 長	はやし かず しげ 林 一 成
教育総務部長	もと おか ただ あき 本 岡 忠 明
教育振興部長	よこ た こう いち 横 田 浩 一

地区からの意見・提言(意見交換)

三木地区

	意見・提言の内容	回答者
1	空き家対策について	市民生活部長
2	河川敷の防災強化について	都市整備部長
3	三木城下町としての観光拠点の整備について	教育総務部長 産業振興部長
4	外国人居住者への対応について	市民生活部長
5	スマートインターチェンジについて	都市整備部長

市政懇談会 回答

地区名	三木地区	
意見・提言等	1	空き家対策について（前田町・神明町）
<p>（内容）</p> <p>地域内に所在不明の空き家が増えており、市全体としての空き家対策はどうなっているのか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の瓦の落下、スズメバチの巣、火災への対応など、誰がどのように対応していくのか、具体的に明確にしてほしい。 ・対処方法に費用がかかるときにはどうするのか？ 		
回 答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p><三木市の空家対策の取組について></p> <p>適正管理がなされず放置された空家が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えることから、三木市では令和2年3月に「三木市空家等対策計画」を策定しました。</p> <p>当計画を策定する際に、市内における空家等の実態を把握することを目的に、平成30年度に空家等実態調査を実施しました。その結果、1,467件を使用実態のない可能性の高い「空家等と推定される物件」であると判定しました。</p> <p>その後、特に危険と判断される空家等112件を特定空家に認定し、指導等により解体を促し、そのうち、55件を解体していただくことができました。また、令和2年度から、三木市の空家対策の推進を目的として、兵庫県司法書士会をはじめ関係団体との協定締結を行い、空家等の所有者等が空家対策に取り組み易くなるよう関係団体との連携を強化しています。</p> <p>なお、空家等の未然防止・発生抑制を推進するためには、「近隣住民同士で連絡先を交換する」「引越等により空家となる場合は自治会等に連絡先を伝える」といった、地域による空家対策も重要であると考えますので、地域コミュニティを活かした空家対策にご協力をお願いします。</p> <p><空き家に対する考え方></p> <p>空家は個人の財産であり、万が一所有する空家が原因で周辺住民の方など第三者に被害を与えた場合は、その所有者（相続人を含む）や占有者等が責任を負うことが法律で定められています。</p>		

また、民法では、空家等の相続放棄をしても、次の相続人(所有者)が決まるまでは、相続放棄をした人に管理責任があると明記されています。

残存する建物や塀等についても個人の財産であり、管理不全による事故等の責任はその所有者(相続人を含む)や占有者等が責任を負うこととなります。

また、スズメバチの巣についても同様であり、所有者(相続人を含む)や占有者等に管理責任が伴うため、撤去等の対応は所有者等が実施することとなります。なお、スズメバチの巣の撤去については、その撤去費用の一部を市が支援する制度を設けているところです。

市では、三木市空家等の適正管理に関する条例及び三木市環境保全条例に基づき市民の方々からの相談・苦情等の申し出に対し、必要に応じて、その空家及び空地の所有者(相続人を含む)や占有者等を確認し、文書等で指導を行い、対応を促します。

空家等の対応でお困りの際は、生活環境課へご連絡いただければ、ご対応いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法 第3条

空き家等の所有者・管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

民法 第940条

相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となったものが相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

民法 第717条

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

占有者：ここでは、家に実際に居住又は使用している人のことを言います。

市政懇談会 回答

地区名	三木地区	
意見・提言	2	河川敷の防災強化について（東條町）
<p>（内容）</p> <p>美囊川リバーサイドパークのような河川敷を作ることで、河川の水による浸食を防ぎ、防災につながると考える。しかし、上津橋より上流は、河川敷がないために住宅地が建っているところに直接水が当たり浸食が懸念される。毎年、水害によるがけ崩れなど近年災害が増えている中で心配である。工事は県の所管であると聞いているが、市としての対応等を聞かせほしい。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>美囊川については、県・市ともに防災対策が必要な河川であると認識しており、現在は久留美地区において築堤工事を進めているところでは。</p> <p>兵庫県加東土木事務所の見解としては「ご提言の箇所については、河川敷に余裕はなく、リバーサイドパークのような施設の設置はできません。また、現状の護岸にて河川断面は確保されており、河川の改修の予定はありません。」と伺いました。</p> <p>しかしながら、ご指摘の部分は河川の水衝部分に位置するため、8月19日に地元立会のもと河川管理者である兵庫県加東土木事務所と三木市にて確認させていただき、「侵食状況等については、水位が高く確認ができませんので、渇水期に再度確認させていただき修繕が必要な箇所については対応いたします。」との回答をいただきました。</p> <p>市としましても、パトロールを行いながら経過観察をしてまいります。現状に変化等がございましたら、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	三木地区	
意見・提言等	3	三木城下町としての観光拠点の整備について（三木城下町まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>三木城跡を中心とした観光拠点の整備とその有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧校舎の跡地の発掘調査及び跡地利用の計画 ・周辺の湯の山街道やそこに点在する施設の整備 ・観光資源の有効利用。特に施設や食などをつないだ観光事業の推進計画 <p>等について、市の考えや計画を聞かせてほしい。</p>		
回答	<p>(担当課) 教育総務部 文化・スポーツ課 産業振興部 観光振興課</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧校舎の跡地の発掘調査及び跡地利用の計画 <p>三木城本丸跡・二の丸跡については、8月に発足した有識者などによる発掘調査検討委員会のもと、令和4年度から令和7年度にかけて発掘調査及び報告書作成を実施する予定です。主に本丸の上の丸保育所跡地及び二の丸の旧上の丸庁舎跡地が調査対象範囲となります。</p> <p>今年度は、11月から12月にかけて、二の丸跡の旧上の丸庁舎跡地に残存している基礎の撤去に向けた調査を実施する予定です。</p> <p>さらに、令和5・6年度は、本丸跡の旧上の丸保育所跡地や、今年度実施する二の丸跡の調査成果を踏まえた上で遺構の保存状況を確認する予定としています。</p> <p>令和7年度は、これらの調査結果を踏まえた上で、調査報告書を作成し、市民の方に周知します。</p> <p>跡地の利用計画については、早ければ令和5年度中に旧上の丸庁舎跡地の基礎を撤去し、更地にしたいと考えています。そして、令和8年度以降に発掘調査成果を踏まえた上で、解説板の設置や遺構の平面表示を行うなど、三木城跡がまちのシンボリックな存在となるように整備を進めてまいります。</p>		

- ・周辺の湯の山街道やそこに点在する施設の整備
- ・観光資源の有効利用。特に施設や食などをつないだ観光事業の推進計画

観光事業の推進計画については、社会情勢が激しく変化する中で、観光面における長期的な計画策定は困難であると判断し、状況に応じて柔軟に動くこととしております。

また、コロナ禍での観光需要の変化として、少人数での近場観光の需要が高まっていることも勘案し、三木地区においては、三木合戦をはじめ、三木にしかない歴史をテーマにPRし、地域の活性化につなげたいと考えております。

その一例として、昨年度には湯の山街道を灯籠で照らし、酒蔵バーなどと組み合わせたイベントを開催しました。このイベントでは地元の方々の参画があり、大変盛り上がりました。ありがとうございます。

今年は、灯籠を12月2日から4日の3日間、エリアを拡大して設置し、12月3日には酒蔵バーを開催する予定にしております。

この他にも、関西学院大学の協力のもと、恵比須駅から三木駅間の湯の山街道や歴史資料館、三木鉄道記念公園などをめぐり、その途中にある施設や店舗に立ち寄るなど、少人数で自由な旅を楽しんでいただける仕掛けづくりを進めています。

今後も、三木城跡の整備と合わせ、地域ぐるみで観光客を受け入れ、おもてなしする取組を継続、発展させたいと考えておりますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

市政懇談会 回答

地区名	三木地区	
意見・提言等	4	外国人居住者への対応について (加佐育英ハイツ)
(内容)		
<p>外国人の方の入居が増える中で、マナーやルールを守らないという、問題に苦慮している。このような事例に対する相談窓口や市としての対応策を聞かせてほしい。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>三木市では、令和2年5月から「外国人住民相談窓口」を開設し、外国人住民の各種行政手続きや在留資格、日常生活に関する相談業務や、地域住民からの外国人住民との共生に関する相談業務に対応しています。外国住民の暮らしの中で抱える生活課題の解決に必要な情報提供や、関係機関、専門相談窓口の紹介などを目的としていますが、最近では、自治会や日本人住民からの相談も寄せられています。</p> <p>「外国人住民相談窓口」に寄せられる相談で、暮らしに関する困りごと（ごみ出しルール、騒音など）は、庁内関係部署が連携し対応に当たっています。個人的な問題でも内容によっては専門的な機関や窓口を紹介しています。</p> <p>外国人住民と地域住民との間で起こるトラブルの場合は、外国人住民は、生活習慣の違いや各地域の生活のルールに対する理解が十分でないことに起因し、地域住民は、言語が異なるためにどう伝えて良いのかわからないというのが現状です。</p> <p>本市では、外国人住民の転入の機会などを利用してできるだけ早い時期に、行政情報や基本的な日本の社会制度や文化・習慣等を学習する機会を提供しています。転入時に市民課窓口で多言語版の生活情報誌の配布、その他、日本語を学習できる学習の場として三木市の実施している「日本語教室」や「生活オリエンテーション」の案内をチラシやホームページ、市内企業を通じて周知しています。</p> <p>当該自治会からも、5月に相談を受け、「一斉清掃の案内」や「共有部分の使い方」などを母語（中国語）に翻訳するなど、協力をさせていただいたところ です。</p>		

マンションにお住まいの場合、共同生活のルールをまとめた管理規約などを理解してもらうためには、張り紙で掲示する、管理会社（管理組合）に相談する、「三木市国際交流協会」や「多言語センターFACIL」の通訳者（有料）を通じて説明するのも効果的かもしれません。

我が国の在留外国人は、社会経済情勢の変化の中で人数は増加し、多国籍化しています。そもそも異なる文化の中での生活ですので、日本の生活習慣や生活スタイルに馴染むまでには、時間も地域の支援も必要になります。地域の皆様には、今後もお支援ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

具体的なご相談事があれば、まずは、市役所4階の国際交流プラザに設置しております「外国人住民相談窓口」へ、お気軽にご連絡ください。

市政懇談会 回答

地区名	三木地区	
意見・提言等	5	スマートインターチェンジについて (前田町)
(内容)		
<p>三木スマートインターチェンジの事業予定、それに伴うメリットとデメリット、小野市にはメリットが多く、三木市には少ないのでは。有効活用することを考えてほしい。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 プロジェクト推進課	
<p>(仮称) 三木スマートインターチェンジ (以下、SIC という) の令和4年度の事業予定については、詳細設計及び用地測量を進めるとともに、用地交渉に着手予定です。令和5年度には工事着手し、令和6年度末の完成を目指しています。</p> <p>SIC 整備によるメリットについて、全国的にも数少ない市街地に近いスマートインターチェンジとして、さまざまな経済効果が考えられます。具体的には、国道・県道が渋滞していても、その影響を受けることなく山陽自動車道にアクセスできるため、県道三木三田線などの主要渋滞箇所の交通渋滞緩和や交通事故削減の効果が期待できます。また、高速道路へのアクセス時間の短縮により、金物産業やゴルフ産業、観光産業などの地域活性化に役立つものと考えています。さらに、災害時には避難、救助、物資供給のルートが複数確保されることから、災害に強いまちづくりに寄与します。</p> <p>一方、デメリットとしては、市道加佐草加野線など SIC 周辺道路の交通量の増加が想定されます。このため、周辺道路の対策として、市道加佐草加野線、市道岩宮大村線及び市道高木平田線について線形改良や拡幅工事を実施するとともに、完成後の交通状況を見て、必要な対策を検討していきます。</p> <p>また、将来の交通量予測では、小野市側は小野工業団地等企业から多くの利用が見込まれますが、市街地から離れており市民の利用は少ない見込みです。一方、三木市側は市街地から最も近いインターチェンジとして、市街地を中心に広範囲から市民の利用が見込まれており、SIC の利用台数は三木・小野各方面から同程度の利用数が予測されています。</p>		

さらに、本事業は事業費の大半は NEXCO 西日本及び国の費用負担となっており、残りの自治体負担分についても、小野市にもメリットがあることから、三木市内で完結する事業であるにも関わらず小野市にも費用面で負担していただくこととしています。

SIC を有効に活用するため、アクセス道路や周辺環状道路など一体となった整備を行っていき、三木市の活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for writing practice, consisting of 20 lines.